

令和3年5月10日（月）開催

令和3年度
第2回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第2回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年5月10日（月）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
7. 案 件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告 第3号 農地の転用事実に関する照会について
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第3号 非農地証明願の承認について
議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年4月30日に招集告示致しました令和3年度第2回農業委員会定例総会を開会致します。
(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長

それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

3番 野坂時夫 委員、5番 杉山幸進 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続1件の6筆、面積37,416㎡であります。また、あっせんの希望はございません。

なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より報告をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

2ページをお願い致します。

報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て、ご報告致します。4月に開催いたしました第1回定例総会にて、〇〇〇〇が所有する農地を〇〇〇〇が資材置場として転用及び取得するための許可申請があり、小作人の〇〇〇〇が馬鈴薯を作付けするとのことで事実確認のため保留とし、次回の総会にて結果を報告することとしておりました。

後日、〇〇〇〇に確認したところ馬鈴薯は作付けしないことと、〇〇〇〇から資材置場として申請することを伝えられ、把握していたことを確認できたため、許可相当とし県へ進達しましたことをご報告いたします。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

(事務局の説明)

事務局

3ページをお願い致します。

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は2件でございます。番号1については〇〇〇〇より〇〇〇〇に位置しており、現況は山林となっております。番号2については、〇〇〇〇より〇〇〇〇に位置しておりこちらも現況は、山林となっております。以上2件、農地への復旧見込みは無く、非農地として回答致しました。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第3号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

それでは、4ページ及び5ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は4月28日（水）に農業委員1番 菊池委員及び農地利用最適化推進委員の高橋委員と濱辺委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。

今回の申請は3件でございます。番号1及び番号2については、譲受人が既に基盤法で契約し耕作している農地を一部と新たに取得する農地で規模拡大するため売買するものです。番号3については、譲受人が牧草の作付面積の規模拡大のため売買するものです。申請地の図面は、6ページから8ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 高橋

農地利用最適化推進委員の高橋です。

それでは報告致します。6ページをご覧ください。番号1の1については〇〇〇〇に位置しており、農業用倉庫等が建てられておりました。1の2から1の5は〇〇〇〇に点在しており現況は全て牧草が作付けされておりました。2の1及び2の2は〇〇〇〇にある〇〇〇〇より〇〇〇〇に位置しておりナガイモを作付けしており、2の3及び2の4は〇〇〇〇の〇〇〇〇に位置し、ロータリーで耕起されておりました。番号3は、〇〇〇〇に位置し、現況は牧草が作付けされておりました。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 沖津

譲受人は、本当にこれからも牧草を作付けするかの疑問です。以前、当該地付近の農地を売買したことがありましたが、管理不十分で指導した経緯があります。転用等の心配はありませんか。

事務局

当該地は農用地区域に指定されている場所であるため、転用はできないので大丈夫です。また、今後の管理状況についても担当区域

の委員は農地パトロール等で注視してください。

農業委員 沖津

わかりました。

議長 長倉

その他、意見がなければこれより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

(事務局の説明)

事務局

9ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地については、〇〇〇〇による〇〇〇〇を建設する計画があります。概要については、別紙及び図面と照らし合わせながらご覧ください。番号1の1には、〇〇〇〇。番号1の2には〇〇〇〇、番号1の3は、〇〇〇〇となっております。また、当該地は農用地区域に指定されておりますが農業用施設用地への用途変更も完了しており、転用申請に係る書類等についても県及び国との調整も終わっていることを申し添えます。申請地の図面は10ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺

農地利用最適化推進委員の濱辺です。

それでは、報告致します。10ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から〇〇〇〇に位置しております。現況は、以前牧草を収穫しておりましたが、現在は荒地となっております。面積については、全て必要最小限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないことと、近隣耕作者が作業するための作業道も確保することから、問題はないと思われま。

以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 沖津 この場所は、傾斜がある場所でよく雨水が農道まで流れてくるが大丈夫なのか。

事務局 別紙にも記載されているとおり、雨水を想定し調整池を設置することとしておりますので問題はありません。

農業委員 沖津 わかりました。

議長 長倉 その他、意見がないようであればこれより採決致します。
本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 11ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。

今回の申請は3件でございます。番号1から番号3は、相当前より未耕作であり、原野化及び山林化しているため地目変更を希望するものであります。申請地の図面は12ページから14ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺 それでは、報告致します。12ページから14ページをご覧ください。

番号1については、〇〇〇〇の〇〇〇〇へ位置しており、現況は相当前より耕作しておらず草木が生い茂っておりました。番号2は、〇〇〇〇に位置しており、現況は山林となっております。番号3は〇〇〇〇より〇〇〇〇に位置しており、現況は土や砂利により地

表は押し固められておりました。従って、全て農地への復旧は不可能であります。

以上で議案第3号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

議長 長倉 質疑なしと認め、これより採決致します。
(～異議なし～)
本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 15ページをお願い致します。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明致します。
今回は農地中間管理機構での貸借が1件となっております。利用権の設定を受ける者の規模拡大により、5, 273㎡を5年間賃貸借で借入れする内容となっております。借り受ける場所については、〇〇〇〇より〇〇〇〇に位置しております。また、申請地の図面については、16ページでございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 沖津 この場所は、以前から借りていましたよね。

事務局 そうです。

農業委員 沖津 わかりました。

議長 長倉 他に質疑がなければ、これより採決致します。
(～異議なし～)

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定致します。

以上で、本日の報告事項及び議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和3年度第2回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年5月10日（月）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ㊟

議事録署名者 野坂 時夫 ㊟

議事録署名者 杉山 幸進 ㊟